

本庄市例規集データベース更新及びシステム保守業務委託

仕 様 書

令和 7 年 1 0 月 1 日

本庄市総務部行政管理課

1 目的

本業務は、本市例規の制定改廃に係る事務の効率化を図るとともに、法令の改廃情報等を得ることにより、例規の正確な改廃及び住民への迅速な情報提供を行うことを目的とする。

2 仕様

(1) 基本仕様

ア LGWAN-ASP 方式によりサービスを提供できる構成とすること。

イ 市内の LGWAN 接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次のクライアント環境で使用可能なシステムとすること。

【クライアント環境】

■0 S : Windows 11 及びこれ以降のものに対応

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版)

ウ 契約期間中は利用可能なシステムであること。ただし、やむを得ず別のシステム（次期パッケージを含む。）を利用しなければならないときは、受託者の責任と負担において本業務の範囲内で実施し、追加費用は発生しないこと。

エ データベースの初期構築

(ア) データベースの初期構築は、本市の現行例規、廃止例規、過去例規、原議及び行政手続における審査基準個票（申請に対する処分個票及び不利益処分個票）の電子データで令和 8 年 1 月 1 日時点において本市が保有するものについて、例規検索システム及び行政手続検索システムの構築をすること。

参考：本庄市例規集（令和 7 年 3 月 31 日内容現在・現行例規約 1，150 件、廃止例規約 590 件及び原議約 4，400 件）

行政手続における審査基準個票（令和 7 年 3 月 31 日内容現在・約 1，700 件）

(イ) 条例、規則、要綱等の名称及び規程形式か否かを問わず、平成 18 年 1 月 18 日から令和 7 年 12 月 31 日までの過去例規及び平成 18 年 1 月 18 日以降に廃止された例規を例規検索システムに登載又は HTML データで登載し、例規集として閲覧できるようにすること。

(ウ) データベースの初期構築に当たって必要なデータは、本市が提供する。

オ 年間の例規データの更新件数は約 250 件を目安とする。

(2) 例規検索システム

ア 例規検索機能

(ア) 用語、題名、体系（目次）、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から例規件名及び例規本文を検索できる機能

- (イ) 様式について、検索ができ、検索結果の画面において検索結果を表示できる機能
- イ 施行時点検索機能
 - 指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む。）を検索できる機能
- ウ 原議検索機能
 - 用語、題名、公布年月日、種別・番号から原議件名及び原議本文を検索できる機能
- エ 本文表示機能
 - (ア) 例規本文及び原議本文を表示できる機能
 - (イ) 用語検索の結果、該当した例規本文及び原議本文の全ての箇所を検索結果一覧画面に表示できる機能
 - (ウ) 施行前と施行後の例規本文を比較可能な見え消し等の表示機能
- オ リンク機能
 - 条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能
- カ 原議リンク機能
 - 例規沿革情報から当該原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能
- キ 本文出力機能
 - 例規全文又は選択した条、項、号等を RTF 形式でダウンロードできる機能
- ク 新旧対照表出力機能
 - 例規本文を新旧対照表形式にて RTF 形式でダウンロードできる機能
- ケ 原議出力機能
 - 原議本文を RTF 形式でダウンロードできる機能
- コ 様式出力機能
 - 選択した様式を RTF 形式でダウンロードできる機能
- サ 出力フォーマット設定機能
 - 例規条文・新旧対照表の出力設定ができる機能
- シ ホームページ公開用例規集
 - (ア) 本市ホームページから閲覧できホームページ公開用例規集を提供すること。
 - (イ) 体系（目次）、五十音、所管情報から例規を検索できる機能
- (3) 例規起案・審査システム
 - 次の機能による例規の起案・立案を可能とすること。また、これらの起案・立案機能の詳細については、提案を行うこと。
- ア 条文編集機能
 - クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Web ブラウザ上で条文を編集できる機能
- イ 改正文生成機能

ウ 新旧対照表生成機能

工 原議生成機能

(ア) 原議を作成できる機能

(イ) 一般的な改正のほか、等改正、多段改正や附則での改正に対応する機能

(ウ) Word 等で作成した表をシステムに取り込み、原議や新旧対照表へ反映できる機能

才 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能

力 データ取込み機能

Word 等で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、法制執務の観点から点検できる機能

キ 原議点検機能

(ア) 原議を溶け込ませた後の条文を見え消しで確認できる機能

(イ) 原議を溶け込ませた後の条文から、新旧対照表の自動生成ができる機能

ク 審査提出機能

例規所管課が作成した原議を例規審査担当課へ RTF 形式で出力等することなく、システム上で審査、点検することができる機能

(4) システム管理機能

ア 出力設定機能

条文出力、新旧対照表出力、原議出力について、本市の基準に可能な限り則した体裁に設定できる機能

イ 出稿・更新機能

原議データをシステム内から電子出稿できる機能

(5) 法令・判例検索システム

ア 法令検索システム

(ア) 現行の法律・政令・省令を検索・閲覧できること。

(イ) 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

(ウ) 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。

(エ) 更新は、月に1回以上実施すること。

イ 判例検索システム

(ア) 公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。

(イ) 判例集に記載された判示事項のほか、事案の概要及び判例要旨を表示できること。

(ウ) 更新は、月に1回以上実施すること。

(6) 法令改廃情報提供システム

- ア 法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後までに提供できること。
- イ 法令の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体への影響を確認できる情報及び必要となる例規の改正案を随時提供できること。
- ウ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- エ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- オ 例規の制定改廃に伴うモデル案を確認できること。
- カ 本市の例規で整備が必要と思われる部分を抽出し、その部分が提供できること。
- キ 本市例規が引用する法令等の改廃情報を週1回指定するメールアドレスに配信すること。
その際に、法令等の改廃に影響がある本市例規についての記載を行うこと。

(7) 全国例規・類似例規検索システム

ア 全国例規検索機能

公開されている地方公共団体（都道府県・市町村・一部事務組合）の例規集を横断して例規の検索、閲覧できる機能

イ 類似例規検索機能

(ア) システムにより自動で他自治体の類似した例規を検索、比較することができる機能

(イ) 比較した例規の印刷や出力ができる機能

(8) 行政手続検索システム

ア 令和8年度に限り、令和8年4月1日時点において本市が保有する審査基準個票（申請に対する処分個票及び不利益処分個票）の電子データを速やかに行政手続検索システムに登載すること。

イ 申請に対する処分個票（法適用・条例適用）及び不利益処分個票（法適用・条例適用）を検索・閲覧できること。

(9) 例規集データ更新

ア 本市が改正原稿（Word等）を送付後、概ね30日以内に例規集データ更新を完了すること。

イ 年間を通じて4回以上の更新ができること。

ウ 例規集データ更新ごとに、本市が提供する原議についても例規集データベースシステムに登載すること。

エ 例規集データ更新ごとに、当該更新内容現在の例規データを体系（目次）及び五十音から検索できる機能を有したHTMLデータを保存したCD-ROMを作成し、本市に提供すること。
なお、CD-ROMの提供枚数は3枚とする。

(10) サポート体制

ア 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

イ 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

ウ 営業担当が定期的に訪問し、近隣自治体及び全国自治体の法規に関する情報（税制改正に関する改正資料及び例規システムへ取り込み可能な改正文等）を提供すること。

エ 操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること。

オ 研修

本市職員に対し、年1回以上のシステムの操作説明を含めた法制執務研修を実施できること。

カ サポートデスクの設置

（ア） 操作方法についての問合せ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

（イ） 操作方法についての問合せ件数について、制限がないこと。

（１１） システムの保守

ア システムは、24時間365日制限なく利用できること。ただし、システムの保守等のためにシステムの停止が必要となる場合は、事前に本市に申し入れて許可を得ること。

イ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

ウ ウイルスチェックソフトウェアの導入により、既知のウイルスを検知して隔離、削除などの措置を行うこと。

エ システムに基本的な機能のバージョンアップがあった場合は、随時、最新版を無償で提供すること。この場合において、有償となる場合があれば、提案書に記載すること。

3 納入時期

令和8年3月31日までに、令和8年1月内容現在にて、本仕様書の条件を満たすシステムを構築した上で、本市による検証作業を行い、令和8年4月1日から稼働すること。

4 見積対象の範囲及び条件

本仕様書の内容を満たすための費用を見積対象とする。

5 見積金額の算出方法

本仕様書で示した例規件数、年間更新件数を基礎数値として、初期構築費用を含む令和8年4月1日から令和13年9月30日までの5年6か月分の必要経費を算出すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項で、業務の効率化又は本市職員の法制執務能力向上に繋がる提案については、評価の対象とする。
- (2) 本仕様書に定めるシステムの機能で、要件を満たさない機能がある場合は、代替案を提案すること。